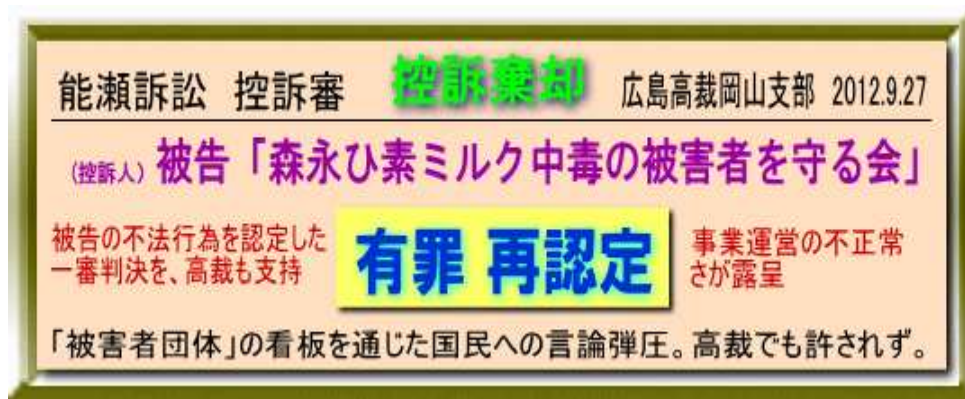


【能瀬訴訟 since.2009】 **控訴審判決** 控訴審2012.7.17-9.27



被告人席は空席…。

9月27日13時10分より、広島高裁岡山支部 201号法廷で能瀬訴訟の控訴審判決が言い渡された。



一審で不法行為を認定された被告「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」は、一審の判決を不服として控訴したが、控訴審の第一回公判（[7月17日 下記既報](#)）でも被告の言い分は全く通らず、10分もかからないうちに結審した。

被告（控訴人）は、控訴審が第一回公判であえなく結審してしまったので、「弁論再開の申立」なるものを行って「被控訴人の行動は、被害者の幸せに繋がっているのか」「攻撃」「破壊」などと、相も変わらずの主張を展開してみせたが、そんな主張が通るはずもなく、それどころか、今次・控訴審判決で広島高裁は、一審の判決を「補強」までした。

ちなみに、傍聴者は前回よりかなり多かったが、一方で、法廷の被告人席（控訴人席）には、代理人を含めて誰も出席していないという有様であった。

そもそも、控訴審は、被告・控訴人が申し立てたから開かれたものである。自分が申し立てた審議の判決日に、出廷さえしない被

告・控訴人の態度には、傍聴者からも「あきれる」との声が絶えなかった。

広島高裁判決文は原判決を補強。やればやるほど、被告へのお叱りが増える有様。

広島高裁は一番判決での原告主張を補強した。今次判決文では、被告・控訴人の言い分は通らないという（原告・能瀬英太郎氏の主張を間接的に補強する）文言を、原判決に追加した。

高裁は、判決文の、「第3 当裁判所の判断」で、原判決への細かな文言の追加を行った。特に、項目6には7行、項目8には16行もの見解を追加している。そこでは、いずれも、**“「被控訴人が被害者（親族）の願いや幸せを実現しようなど思っていない」「あわよくば守る会を混乱させ変質させ、ひかり協会事業を破壊しようとならっている」との事実は認められない”**ときっぱりと断じ、能瀬英太郎氏の被告への批判は、公正議論の範囲内のものであり、むしろそれに対してウソを羅列して攻撃する被告の態度のほうに法的に通用しない姿勢である点を、高裁自ら、再々にわたり強調することとなった。

特に項目6では、「仮に」と前置きしたうえで、「仮に…（中略）…救済されている被害者が多数あるとしても…」被告の言い分は通用しないと断じた。これは、被告が「ひかり協会事業で資金が分配されている」ことを自己正当化の枕詞でしつこく利用することに釘をさしている。

そもそも被告は救済基金ではないが、被告が都合のいいときだけは「ひかり協会」と一体化しているかのようなポーズで、自己への免責をいくら主張しても、市民への誹謗中傷は不法行為の水準に達しており、その正当化には使えないとしている。

また項目8では、被告が、“会員が動揺するから、やむを得ず(ウソの誹謗中傷)記事を書いた”というようなロジックに関しても釘をさし、“「ひかり」の一般読者が有していた知識ないし経験等を考慮しても…（中略）…控訴人の上記主張には理由がない。”としている。

これらの補足条項によって、被告の正当性主張はその土台から、完膚なきまでに否定された。

腐敗した被告に挑む勇敢な市民。その姿が民主主義の最後の守り手を動かした。

地方では案件の稀な名誉毀損訴訟で、まさに民主主義の最後の守り手としての裁判所の機能を如何なく発揮した事例として注目に値する内容となった。また、一文の得にもならないどころか、社会的正義の実現を掲げて、膨大な労力を敢えて引き受け、経済的事情から弁護士代理人を立てられなくとも、独学で本人訴訟を提起し、被害者団体の悪弊に対して、第三者の立場で真正面から問題提起を挑むという能瀬英太郎氏の姿は、戦後日本社会が生み出した数少ない「市民精神」の真骨頂を示すものといえる。同氏の、この挑戦そのものが、歴史に永く賞賛の言葉と共に刻まれるだろう。

市民へのウソを平然と機関紙に書き連ね、世間を ダマす態度が、「被害者を守る」事??

ところで、判決言い渡し日に、裁判所の被告席に出廷しないという態度をとる被告が、判決前に裁判所に対して申請した「弁論再開の申立」の「立証事項」で、被告は、以下のように述べている。

「証人は、控訴人常任理事会の一員で、甲1の起案をし、甲1の発行を決めた常任理事会に提出した者である。甲1を発行した目的事情と、被控訴人が、被害者の願いや幸せを実現しようと思っていない、守る会の混乱変質とひかり協会を破壊しようとならっているという文章を作った根拠について立証する」

こんな申請が通るわけがない。

困ったことに、そもそも被告が、忘れているのは、この被告側証人が作ったという文章がウソにあふれており、すでに裁判所が、それらを「ウソだよ」と認定していることである。

ウソを平気で書く者が、“わたしたちは困ったあげく、ウソを書かざるを得ませんでした” などというロジックを裁判所にねじ込もうと最後まで試みたことには、正直、驚かざるを得ない。

ウソを機関紙に平然と書き連ねることができる組織幹部が、果たして、公害被害者の真の利益を代表し得るのか? という極めてプリミティブな問題が、本来、真っ先に提起されるのが、正常な組織のありかたというものだ。

こんな単純なことに気がつかないようでは、「自浄」も「改善」も望み薄というべきか？…。こまった世の中になってしまったものだ。

税金をちゃかり流用しておいて、納税者を「よそ者」などと不法に攻撃する被告の廉恥心欠如。

一般国民の立場からすれば、「当事者団体の悪弊の放置」という事態と、直接の利害関係がどの程度あるだろうか。ないことはない。もっともわかりやすい事例といえば、納税した税金が「国民との合意なし」に流用されている。それは、「納税者」に対して「よそ者」などという暴言を投げつけ、国民に対して不法行為を行う被害者団体の幹部が行政へ「根回し」することによって作られたシステムである。しかも、公害加害企業の支出削減の巧妙なトリックに活用されている。仮に、被害者団体が、透明性と説明責任の義務を堅持しており、なおかつ、国民の批判を公明正大な姿勢で受け止める姿勢が担保された組織であれば、税金の流用に寛容になれる国民も一部にはいるだろう。

不法行為の「談合」？

だが、国民からの批判や追及に対して、“行政・原因企業と緊密に連携しているから我々は正しい”と、パブリックセクターをお墨付きに利用する者が、納税者を「よそ者」と「不法に」攻撃している。ならばこれまで国民から頂戴してきた税金を、納税者へそっくり返還すべきだろう。過去に受け取った潤沢すぎる給与への贖罪として専従者が個人借り入れして返済すればいいことだ。

また、逆に、彼らの、“行政・加害企業との緊密な連携”（三者との連携）という言い分が事実ならば、**「この不法行為も、政治的背景としては、三者があらかじめ了解しあって、談合・実行しているのではないか？」**との疑いが生まれるかもしれない。

だいたい、厚生省からして、1955年事件当時から20年間にわたり、メディアと弁護士まで加えた御用学者の鉄壁トライアングルを構築する先頭に立ち、加害企業と公然と談合・野合を続けた国である。しかも厚生省はなんら懲罰を受けていない。このようなやり方が、当時からあいも変わらず継続し、仮に、既に固定化していると

すれば、食品安全行政にとっても、社会秩序にとっても、重大な脅威を明示していることになる。

このような事態がもっと早めに指摘され、社会問題化していれば、旧・原子力安全・保安院のあからさまな癒着構造への疑義も連鎖的な気付きとして生まれ、東電原発事故の行方も違ったものになっていたであろう。残念ながら原発がこれだけ破裂しても、森永ヒ素ミルク中毒事件での現在進行形の事態を重大な教訓として把握しきれないこの国には、深刻な課題が数多く積み残されているといえる。

現状の放置が確実に準備する「次の惨事」

だが、もっと深刻な問題としては、このような当事者団体の悪弊は、第二、第三の公害の危機、環境破壊の危機を準備する最短の道であると言う点である。

当事者団体を籠絡する原因企業、籠絡欲求にかられた原因企業の意図を見透かし、それを利権の草刈場としてあさる政治勢力の無節操な野合（※1）が放置されれば、日本が産業公害から学んだ教訓は無いも同然となる。それは、即ち同じ事態の再現を促す結果になる、ということが明瞭に予想されるだけである。残念ながら、食品行政でも、放射能汚染食品は言うに及ばず、「次の新たな惨事」が準備されつつあると指摘せざるを得ない。次に被害をこうむるのは一体、誰になるのだろうか？

※1 被告団体幹部、30年前から加害企業に内通―被害者の訴訟妨害も画策―
恐るべき癒着の事実を原告が準備書面で公開

控訴審、開始と同時に終了（結審）

被告代理人「とりつくシマ」なし

控訴審 1 回で終わる。

一判決日は9月27日―

公害被害者救済のあり方を批判する市民（能瀬英太郎氏）に対して、機関紙を使ったウソの羅列で人身攻撃をした被告「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」は、3月26日の一審判決で、不法行為の認定を受け、原告に対する損害賠償を命じられた。（[能瀬訴訟 第一審](#)）

被告はそれを不服として控訴し、5月29日には44ページの控訴理由書（書証

含)を提出、第1回公判当日には、さらに追加で40ページ(書証含)の書面を出してきた。

2012年7月17日、広島高裁岡山支部にて、控訴審の第一回公判が開かれた。
(原告は出席、被告は代理人のみ出席)

ところが、公判は10分もたたないうちに終わった。そして同日の公判をもって控訴審は終了、つまり「結審」した。

公判開始直後のやりとり(要旨)

裁判官

「あまり新しい主張はないね」「特に新しいということは無いね」

被告代理人

「新しい事実はある…」

裁判官

「主張しているものは、今まで出ているのでいいね」
「結局、控訴人(被告のこと)は和解をのめなかったんでしょ」

被告代理人

「率直に申し上げて、被控訴人(能瀬氏)の出した準備書面はあまり読めてない」

…(中略)…

裁判官

「もう裁判官が判断するしかないかね」…(中略)…
「前の裁判官が熱心にやってくれたからね」

裁判官

「これで結審。判決は9月27日 1時10分。」

～終了～

平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件

原告 能瀬英太郎 →「被控訴人」

被告 森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会 →「控訴人」

係争法廷 岡山地裁 →広島高裁岡山支部 庶務課 086-222-8851

⇒※第一審のページは⇒【能瀬訴訟】一審(判決文全文掲載)

2012.7.17 原告 第1回準備書面
腐敗の実態が追加公開される。

—広島高裁岡山支部—

歴史の闇が一気に明るみ

被告団体幹部、30年前から加害企業に内通

—被害者の訴訟妨害も画策—

■ 能瀬訴訟 控訴審  [第一回準備書面](#) [原文](#) ■

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/morinaga-hiso-nose-sosyou-stage2-dai1kai-jyunbisyomen-g.pdf>

10p - 12p 付近、特に注目

(書証は容量上外したが、裁判所で閲覧可能。書体のみ、ゴシックへ変更)

日本公害史上、最悪の汚点

控訴審は1回で結審したので、準備書面はこれだけ↑

被告の不法行為を認定し、損害賠償を被告に命じた今次・一審判決は、被告のメンツを最大限考慮しながら書いた裁判官の苦心の作だ。被告の不法行為は認定されたが、被告が能瀬氏の心の中を知り尽くしていると言わんばかりの超主観的な人身攻撃についてだけ適用した。つまり、最小限に違法行為を認定したに過ぎない。被告はそれさえも不服らしい。争点となった事実関係＝即ち被告が機関紙に書いた内容がウソだと裁判所から認定されたことなど気にならないようだ。ウソを書くことへの反省が全く見られない…こんな最低限のモラルが無ければ、どこまで行っても、結果は同じだ。

で、広島高裁岡山支部は、控訴審を1回で終了した。

いずれにしても、あれだけ、機関紙でウソをもとに原告を口汚くののしっておいで、自らには、完全無欠の無罪判決を期待していたとは、驚くべき発想だ。

係争事実に関して全部、被告のウソが証明されたが、それでも、被告に少しは花をもたせてやろうという裁判官のハカライが判決文の随所にある。それが理解できないらしい。

裁判官は、被告がウソをついている事実は否定しようがないから、ウソであることを断じた上で、ことごとく叱っている。だがその上でも、

…「事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるのが相当であるところ」…

といった極めて寛大な判断を、公益側からの一市民への確信的報復行為にさえも適用して、被告のメンツをかりうじて保ってやった。にも関わらずこれを不服というのだ。ここで失われたのは、「被告の行き場」だ。それに気がついていないらしい。

で、広島高裁岡山支部は、控訴審を1回で終了した。

■メンツ優先する結果、「薮やぶ蛇へび」に陥るパターン。

加えて、被告は、この裁判で原告が目指した重要な目的の一つが、原告自身が「判決前」に公開した談話(※1)で主張したとおり、歴史の闇を明るみにすることであることに、まだ、気がつかないようだ。

※1「重大な出典と証拠の開示に成功」能瀬英太郎 著

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/morinaga-hiso-nose-sosyou-hanketsu-pre-danwa01.pdf>

被告団体の創設者であり、被告団体から1980年代半ばに謀略的除名をうけた、故・岡崎哲夫氏はこう述べている。

「たとえ金で買収され、世間が凄惨な事件を忘れようとも、歴史を欺くことは決してできない。」

犯罪企業に飼われた民主集中制が現世の利益にまみれ、得意とする独裁的内部統制で社会的弱者を管理することもまた、彼ら自身を汚辱で満たし、その所業が、歴史に永久に刻み込まれるだけである。

声なき声の圧殺は、仮に一時的に成功しても、翻ってその対極の印画紙に、浅ましい人間の負の姿を焼付け、定着させるだけである。

(当サイトでも、被告が控訴するまでは、被告有罪の文言を差し控えていたが、被告が自分からこのことを実質的に認める事態に、正直驚いている。この判決文の行間からは、「この判決に不服ならば、控訴したほうが、その時点で <負け> になる、ということです。その精神性の偏狭さにおいて…」というメッセージが今さらながら聞こえてきそうである。裁判官は、公正議論に、絶対的最小限のモラル＝「人身攻撃の禁止」を要求したに過ぎないのであるから。)

■歴史を欺(あざむ)く行為とは

本年、2012年1月のウィキペディア大量改ざん事件でも明らかとなったが、加害企業の犯罪を免罪し、凄惨な歴史の本質を偽造する行為に手を染める者は、表向きどんな美辞麗句を語ろうとも、企業の金をどう分配しようとも、公害被害者の全人格をもてあそび、否定することに他ならない。なぜなら、歴史の改ざん自体が、人間の尊厳・個の尊厳を否定することにつながる行為だからである。

ウィキペディア(Wikipedia)事件 加害企業の免罪を目的とした法理の改ざん

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/morinaga-hiso-wikipedia-kaihen-pdf-ver1.pdf>

【能瀬訴訟 裁判資料】

原告側準備書面(岡山地裁への提出文書)

被害者への差別・暴言、被害者の父親への素行調査記録、公務員、議員の

不可解な動き、マスコミ・学術研究者への恫喝、機関紙を総動員した市民への誹謗中傷など、驚くべき不法行為の数々。

原告側準備書面 原本公開

第3.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-genkokugawa-jyunbisyomen3-pdf.pdf>

第5.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-genkokugawa-jyunbisyomen5-pdf.pdf>

第6.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-genkokugawa-jyunbisyomen6-pdf.pdf>

第7.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-genkokugawa-jyunbisyomen7-pdf.pdf>

第11.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-syosyou-genkokugawajyunbisyomendai11kai.pdf>

第12.<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-syosyou-genkokugawajyunbisyomendai12kai.pdf>

■ 意見言うと暴言浴びせられる被害者

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/kyoukaisyokuin-sabetubougen-03.pdf>

■ 意見言うと監視される被害者家族1

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/himajinno-supaikoui-02.jpg>

■ 意見言うと監視される被害者家族2

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/yamadasi-jinkenkyusai-mousitatejiken.jpg>

■ 異なる意見はダメと公言する組織

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/jinnkennkyusai-s01.jpg>

被告側準備書面の分析

■ 被告側提出第3回準備書面の分析-pdf file

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-hikoku3kai-jyunbisyomen.pdf>

■ 被告側提出第4回準備書面の分析(総評) -pdf file

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-hikoku4kai-jyunbisyomen.pdf>

■ 被告側提出第6回準備書面の分析-pdf file

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-hikoku6kaijyunbisyomen-hihan.pdf>

■ 被告側提出第10回準備書面の分析-pdf file

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-hikoku10kaijyunbisyomen-hihan.pdf>

解説



<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-kaisetsu-vol.1-pdf.pdf>

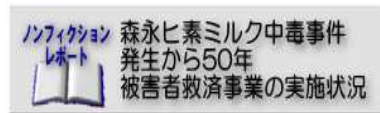


<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-sosyou-kaisetsu-saishin.pdf>

当サイト及び能瀬訴訟等に関してのご意見をお待ちしております。
なおご意見は、投稿者の許可無く公表はしませんのでご安心下さい。
〒700-0811 岡山市北区番町1-10-30
森永ヒ素ミルク中毒事件資料館 宛 電話でのご連絡はご遠慮下さい。

森永ヒ素ミルク中毒事件の概要は、以下の文献、及び
当サイトの学術論文アーカイブからも、ご覧頂けます。

↓現在の問題点にまで踏み込んだ能瀬英太郎氏のレポート



↓能瀬レポート 英語版 (Nose Report)



表向き「公正中立」を偽装して登場した「第三者委員会」が、被害者を無視して勝手に作った不正な「診断基準」。その文中に使われた「原病」という表現についての解説つき。↓

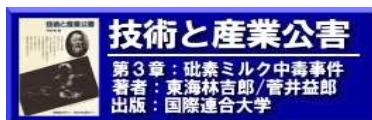


[能瀬レポート日英対訳版 まだ解決を見ない日本の戦後初の産業公害 P D F : 136 K B](#)

(著作権Free: 英語教育の教材等ご自由にコピーしてお使い下さい。)

(日本における第三者委員会方式は森永事件以降、常用され、水俣病でも被害の隠蔽に活用されるようになるという要注意なもの。)

↓救済システムでの問題発生を学術的視点からすでに予期している秀逸な論文。



[トップページへ戻る](#)